

平成 27 年度税制改正提言

平成 26 年 6 月
公益社団法人リース事業協会

〔提言内容〕

- ①「航空機・船舶の貸付けを主たる事業とするもの」を特定事業の定義から削除すること（租税特別措置法第 66 条の 6 第 3 項）。
- ②上記①と併せて、航空機・船舶の貸付けを主たる事業とする特定外国子会社等について、所在地国基準ではなく、非関連者基準を適用すること（租税特別措置法第 66 条の 6 第 3 項、同法施行令第 39 条の 17）。
- ③また、「事業（特定事業を除く）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたもの」である場合に資産性所得課税の対象外とされる所得の範囲について、船舶又は航空機の貸付による所得をその対象に含めること（租税特別措置法第 66 条の 6 第 4 項）。

〔提言理由〕

- 航空機・船舶の貸付けを主たる事業としている特定外国子会社等は、その事業実態に拘わらず、当該特定外国子会社等の株主等である内国法人に対してタックスヘイブン対策税制が適用されている。
- 航空機リース事業者は、事業環境の整った特定の国において、世界各国の航空会社へのマーケティング活動や保有機体の管理、メンテナンスサポート、リース契約の管理、資金調達、債権・資産保全等を行っており、その地に所在することについて積極的な経済合理性が見出せる。
- このように、特定外国子会社等が積極的な経済合理性をもって事業活動を行っている場合は、航空機・船舶の貸付けを主たる事業として行っていることのみをもって、タックスヘイブン対策税制を適用する理由は乏しい。
- 主要国（米国、英国、カナダ、ドイツ等）のタックスヘイブン対策税制では、航空機リース事業による所得は合算課税の対象とされているものの、積極的な経済合理性をもって事業活動を行っている場合は適用除外とされている。
- これにより、わが国企業が海外で航空機リース事業を行う場合に、不利な競争条件を強いられており、上記提言の①・②・③を実現することで、競争環境が同一となり、公正かつ自由な経済活動が促進され、わが国企業の航空機リース事業が活性化し、延いては、わが国経済の発展につながる。

以上